

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年2月12日に開催した令和7年度新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会（第1回）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が整っている運賃の種類、額及び運用方法

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）用の自動車に係る運賃

ア 大人（中学生以上） 300円（1回の乗車につき）

イ 子供 150円（1回の乗車につき）

※ 保護者1名の乗車につき未就学児2名まで無料とし、3名以上は2名を超えた分を子供運賃とする。

(2) 障がい者の運賃割引

ア 障がい者本人

身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方であって、乗車時に手帳等（ミライロIDを含む）を提示した場合

5割引

※ ただし、端数は10円単位に切り上げとする

イ 介護人

身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障がい者を介護するために乗車する介護人であって、運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者が必要と認めた場合

5割引（原則1名適応）

※ ただし、端数は10円単位に切り上げとする

2 運賃を適用する路線又は営業区域

新宿区内の落合第一・落合第二・戸塚特別出張所管内の一部区域及び中野区東中野五丁目、豊島区高田三丁目、豊島区目白三丁目

- ・ 新宿区 下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、中落合四丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、中井一丁目、中井二丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目
- ・ 中野区 東中野五丁目
- ・ 豊島区 高田三丁目、目白三丁目

※ 詳細は別添資料「運行区域・乗降場所一覧図」に記載の営業区域のとおり

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年3月以降

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

関東バス株式会社

令和8年2月12日

新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会
会長 関口 知樹（新宿区みどり土木部長）